

留 意 事 項

1 報告期限について

令和8年4月1日から、毎年4月1日～翌年3月31日の期間に実施した分を取りまとめて、年に1度報告していただく形になりました。実施した年度分については次年度の4月10日までに小樽市保健所へ報告書を提出してください。（健康診断の実施及び報告については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2及び第53条の7の規定により事業者には義務付けられております。）

2 対象者について

下記の参考に該当する者で、健康診断時の在籍者数（学生・生徒はその年度の入学者数）としてください。なお、職員については、管理者も含め、常勤、非常勤の別や勤務時間等を問わず、現に業務に反復継続して従事している者全員が対象です。労働安全衛生法に基づく健康診断（いわゆる職場健診）とは異なり、非正規雇用労働者（非常勤職員、派遣職員、パート、アルバイトなど）も対象となります。

（参考）【結核定期健康診断の実施及び報告の義務がある施設】

施設区分	実施者	対象者	実施回数
病院、診療所、歯科診療所 介護老人保健施設、介護医療院	管理者（院長、施設長、 理事長など）	職員	毎年度1回
小学校、中学校	管理者（学校長など）	職員	毎年度1回
高等学校、大学（大学院含む） 専門学校、専修学校、各種学校	管理者（学校長、理事長 など）	職員	毎年度1回
		本年度入学した学生、生徒	入学年度に1回
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム、障害者支援施設等	管理者（施設長、理事長 など）	職員	毎年度1回
		65歳以上の入所者	毎年度1回

3 胸部X線検査について

直接撮影または間接撮影のどちらかに記入します。もし、両方受けた場合は、間接撮影として計上してください。直接撮影か間接撮影か不明な場合は、間接撮影に計上してください。また、デジタル撮影を実施した場合は、直接撮影に含めて計上してください。

4 喀痰検査について

結核検査として実施した場合のみ計上してください。（肺がん検診として実施したものは対象外。）

5 事業者の健康診断以外の健康診断を受けた方の取扱いについて

下記のような場合は、結核定期健康診断を受診したとみなすことができます。

ただし、管理者が指定する日の3か月以内に実施されたもので、管理者が診断書や健診の内容を証明する文書（健診結果の写し等）で結果を把握している場合に限ります。

- ① 医療機関の職員が、職場健診で胸部X線検査を受けた場合
- ② 学校の生徒と職員が、学校健診で胸部X線検査を受けた場合
- ③ 個人的に人間ドックなどで胸部X線検査を受けた場合
- ④ 働きながら専修学校などで学ぶ学生が学校の健診を受けず、職場の健診で胸部X線検査を受けた場合
- ⑤ 2つの各種学校でアルバイトする職員が、一方の職場で胸部X線検査を受けた場合
- ⑥ 特別養護老人ホームの入所者が、肺炎になって医療機関で胸部X線検査を受けた場合